

第50回板橋区資源環境審議会

平成31年3月11日（月）

板橋区役所 本庁舎 南館4階 災害対策室A・B

午前10時00分開会

○長谷川環境政策課長 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、早速始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。若干、1名遅れるという連絡が入っておりますので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、坂本区長より、任期満了に伴います改選委員の委嘱をさせていただきます。

私の方でお名前を読み上げますので、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

なお、お手元に名簿を配付してございますので、役職等のご紹介は省略させていただきます。それでは、坂本区長、委嘱状の交付をよろしく願いいたします。

初めに、森川洋典様。

○坂本区長 委嘱状、森川洋典様。東京都板橋区資源環境審議会委員を委嘱します。

平成31年3月11日。板橋区長、坂本健。

色々とお世話になりますが、よろしく願いします。

○長谷川環境政策課長 続きまして、柳栄吉様。

○坂本区長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

委嘱状、柳栄吉様。同文でございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○長谷川環境政策課長 以上でございます。ありがとうございます。

なお、本日は、石垣委員、鈴木委員、川又委員、吉迫委員が欠席になってございます。

それでは、続きまして、区長よりご挨拶を承りたいと存じます。

○坂本区長 皆様おはようございます。

今朝から、今日は第50回の板橋区資源審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

今回新たに公募委員として委嘱申し上げました皆様方、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

今年、資源環境審議会につきましては、板橋区の環境施策につきまして様々な観点からご審議いただく機会でございます。忌憚のないご意見を賜りますように、お願い申し上げたいと思います。

さて、私は昨年12月に、COP24のポーランド、カトヴィツェに行きまして、板橋区の環境教育や、あるいは板橋区の環境施策についてPR、また宣伝でしょうか、発表してまいりました。

また、この会議におきましては、「今世紀後半の人為的な温室効果ガスの排出実質ゼロ」という目標を世界と共有しながら、地球温暖化対策を進めていくことを表明してまいりました。

今日、地球温暖化対策のための環境施策を推進するためには、環境面だけではなくて、経済面や社会面など、あらゆる面からの総合的なアプローチをしていくことが求められております。

持続可能な社会の実現に向けて、色々な立場から経験、あるいは知見をお持ちの皆様方に、自由闊達なご意見をいただければと思っております。

委員の皆様には、ご苦勞をおかけいたしますけれども、何分にもよろしくご審議のほど、お願い申し上げたいと思っております。

簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川環境政策課長 区長ありがとうございました。

なお、区長は本日、所用がございまして、ここで退席させていただきます。

(区長退室)

○長谷川環境政策課長 審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、1、次第でございます。2、委員名簿、3、座席表、4、資料。そのほか、板橋区の地球温暖化対策について。その他関係資料ということで、先ほど区長が申し上げたCOP24の関係の資料を机上に配付しているかと思えます。

不足するものがありましたら、お手を挙げていただければ、事務局よりお届けいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議でございます。

本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会運営方針により、会議終了後、会議録の方を調製させていただきます。発言内容につきましては、事前に内容をご確認いただいた上、発言者のお名前とともに、ホームページ等で公表されますので、ご了承の方、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

伊香賀会長、審議会の進行の方をよろしくお願いいたします。

○伊香賀会長 それでは、まず議事に先立ちまして、今回は区民公募委員の改選がございまして、お2人の委員にお引き受けをいただいております。せっかくですので、お一言ずついただきたいと思えます。

まず、森川委員、一言ご挨拶をお願いします。

○森川委員 ご紹介を賜りました、西台から参りました森川と申します。

資料を読ませていただきますと、とても郊外型の立地を生かした精緻な詰めが、これまでなされておられますことに敬意を表したいと思えます。

また、これから色々と教わりながらということになりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○長谷川環境政策課長 ありがとうございました。

引き続き、柳委員、よろしくお願いいたします。

○柳委員 赤塚から来ました柳と申します。

今のNPO法人のセンス オブ アースに所属しておりまして、保育園や小中学校を訪ねて、環境教育に携わっております。

子供たちに、そういう環境というか、動物や植物ですか、そういうものに自然の環境とかを触れさせながら、大切にしていって、そういう心を育てていっております。

私は前にもいたばし地球温暖化防止活動推進協議会というのに入っております、温暖化防止をやっていかなくちゃいけないということで前から関心がありましたので、今回応募に参加したわけです。

これからもよろしくお願いいたします。

○伊香賀会長 お二方、どうもありがとうございました。

それでは、第50回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

早速審議に入りたいと思います。

次第にあります板橋区の地球温暖化対策について、審議をいたします。

資料説明については、事務局よりお願いします。

○長谷川環境政策課長 それでは、私の方から資料に沿いまして、ご説明させていただきたいと存じます。着座にて、説明させていただきます。

板橋区の地球温暖化対策についてということでございます。

先ほど区長のお話にもございましたとおり、昨年12月に開催されたCOP24におきまして、「今世紀後半の人為的な温室効果ガス排出実質ゼロ」という目標を世界と共有し、内外の自治体と連携して、地球温暖化対策を進めていくことを表明したところでございます。

現行の地球温暖化対策実行計画を改定しまして、最近のSDGsやパリ協定等の世界の潮流を踏まえた形で計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

背景でございますけれども、まず、この地球温暖化対策は、その影響の大きさ等から、最も重要な環境問題の一つというふうに認識しているところでございます。

この温暖化対策については、すでに世界的な人類共通の課題になっているのだということで、共通理解しているところでございます。

温室効果ガスの削減目標につきましては、区のみならず、区民・事業者・区民団体等々、各主体が一体となった取組を進めて行かなければいけないということで、その取組の内容について、今後検討していくこととなります。

特に、先ほども申し上げた「持続可能な開発目標のSDGs」の視点を取り入れ、環境面だけではなくて、経済や社会面からの総合的なアプローチをすることで、持続可能な社会の実現を目指していくということになろうかと思えます。

特に、国の方で、地域循環共生圏という理念を広げておりますけれども、板橋区も、そういった形に添って、私ども自治体と地方との連携も視野に入れた形での温暖化対策を策定してまいりたいと考えているところでございます。

四角囲みのところでございますけれども、最近の世界及び国内の状況について、まとめたものでございます。

2015年のCOP21におきまして、いわゆるパリ協定が締結されて、今回改定される温暖化対策実行計画については、世界的な潮流に沿った形の計画になるというふうに考えてございます。

国内におきましては、2016年、パリ協定の翌年に日本政府として、地球温暖化対策計画の閣議決定をしております。

これにつきましては、基準年2013年度比26%削減という、日本の目標値がいわゆる国連への約束草案として示されているところでございます。

なお、この26%というのは日本全体の水準ということで、事務・事業に関わる各部門ごとの排出目標がございまして、板橋区は「業務その他部門」では約40%が目標ということになってございます。

また、日本政府の長期的目標といたしましては、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をうたっているところでございます。

さて、昨年12月に行われたCOP24、ポーランドのカトヴィツェで行われたCOPでは、いわゆるパリ協定の運営に関する「実施指針」というものが採択され、2020年から全ての国に適用される共通ルールが審議の末、政界的に合意されております。

この話については、また後ほど、ご説明させていただきます。

2ページ目の方をお開きください。

そういった世界での動き、国の目標等の中で、区の実行計画の話になります。

地球温暖化対策の実行計画につきましては、板橋区全体、区民・事業者それぞれの役割に応じて取り組むべき課題や目標についての計画と、板橋区が一事業者として行う事務事業編の2つに分かれてございます。

2ページ目は区全体の区域施策編、3ページについては事務事業編ということで、分けてご説明させていただきます。

まず、板橋区全体を考えた区域施策編でございます。

対象につきましては、区民、事業者全てということで、計画の位置づけにつきましては「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条に基づきまして作成するというので、法律上は、自治体については努力義務となっておりますけれども、私どもは既に現行計画を持ち、次の策定をする予定でございます。

また、今年の6月に「気候変動適応法」が制定されました。この12条の「地域気候変動適応計画」というのが、市区町村の場合は努力義務というふうになってございますけれども、この計画の一部をぜひ、今回の地球温暖化実行計画の中に取り込んだ計画にしたいと考えてございます。

この適応策でございますけれども、様々な気候変動の影響による区民生活への被害を回避・軽減するための策ということでございます。

例えば、板橋区で既に、夏の暑い時期に熱中症対策ということで、特に子供たちの屋外での活動については、一定の指数を超えた場合は、屋外の活動を控えるとか、そういったことも既に実施しております。あるいは、赤塚・徳丸を中心とした農業への影響であるとか、あるいは大型の台風が最近来やすくなったとか、あるいは都市型水害ということで、いわゆる都市型集中豪雨みたいなもので、区内の一部で水害が出ているような状況もございます。

そうした温暖化の影響を軽減・回避するための適応策については、区民生活への影響が大きいということで、板橋区としては、この温暖化対策実行計画の中に、気候変動の適応策を盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

計画策定の方向性でございますけれども、国際的な目標を掲げ、あらゆる施策を検討していくわけですが、区の施策だけでは必ずしも目的を達するのは難しいというふうに認識しております。新たなイノベーションが不可欠ということで、新技術やシステムの開発、普及については、産業界をはじめ、研究機関、業界団体、企業・事業者、NPO、環境活動団体、区民等の様々な主体の積極的な活動、連携、協力が必要というふうに認識しているところでございます。

また、区としても現行の施策だけではなくて、もちろん費用対効果も勘案しつつ、積極的に脱炭素化の取組を推進していく必要があるというふうに思っております。

さらに、他の自治体と連携して、再生可能エネルギーや地域資源を相互に補完する「循環共生型の社会」を目指していく、あるいは、板橋区らしいスマートシティを推進していく中で、

脱炭素型社会となるようなプロジェクトを支援していきたいというふうに考えてございます。

5項目として計画期間等々でございますけれども、現行の計画は、平成25（2013）年から32（2020）年までの8年間の計画でございました。今回の改定作業に鑑みながら、32年度、現行計画の最後の年度については、新計画の中で先取りして見直しを行いたいというふうに思っております。

新しい計画期間といたしましては、平成33（2021）年度から平成37（2025）年度までの5年間とする予定でございます。

なお、削減目標等々の話でございますけれども、例えば、今年の6月にG20の中で、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する会合というものが、長野県で開催される予定でございます。この中で、日本政府は新しい目標を出すのではないかなというような話もございます。そういった動向等を踏まえつつ、新計画を策定してまいりたいというふうに考えてございます。

6項目の策定スケジュールでございますけれども、今年度6月以降、現行調査等を始めまして、11月ごろに中間のまとめで、順次、新計画の素案、パブリックコメント、新計画原案、新計画策定というようなスケジュールを考えているところでございます。

こちらの資源環境審議会におきましても、その都度、またご審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

今ご説明を申し上げた区域施策編の参考ということで、4ページ目をお開きいただけますでしょうか。

文章で、今説明したのをちょっとしたポンチ絵にまとめたものでございます。

脱炭素社会の実現ということで、グラフにつきましては、温室効果ガスを、年度ごとに、どうやって排出していくかという日本政府の基本的な数字を掲げさせていただいております。

平成42年——平成はもうなくなります、2030年度では26%削減という日本政府の目標。それから2050年、80%という削減目標をグラフにして、それぞれの施策を現行の施策と今後の施策ということで、今分かっている範囲で掲げさせていただきました。

現行の施策としては、グラフの全体的に左側に掲げているものがそうでございます。

例えば板橋区で申し上げますと、日光市にある「板橋の森」の森林資源を使った木材を使用することで、地球環境のCO₂の排出については、吸収源という位置づけがございます。それとともに、環境に関して考えていただくきっかけとなる環境教育の一助としているものでございます。さらに、日光市の地域資源を板橋区に導入することで、購入した資金が、また日光市に返っていくことで、経済的な循環も考えているものでございます。

また、その下の排熱の有効活用ということで、例えば、板橋清掃工場で申し上げますと、工場が出たエネルギーを使って発電し、それを売電する。あるいは排熱を地域の熱帯館とか温水プールに活用して、有効活用を図っているというような例を掲げております。

さらに国際的な取組として、廃棄物処理の技術交流であるとか、住民交流を、マレーシアと板橋区で熱帯館の設立以降に行っているような事例を掲げさせていただきました。

また、今後につきましては、グラフの全体的右側ということで、排出係数ゼロの電力の導入。排出係数というのは、エネルギーとして電力を使ったときに、どれだけCO₂を排出するかということで、なるべく排出が少ない再生可能な、例えば太陽光発電であるとか、そういったエネルギーを使っていこうという考え方でございます。

それから、省エネルギー、あるいは化石燃料からの脱却等々、現行の施策をさらに進めていく必要があるのかなと思ってございます。

さらに、温室効果ガスの排出減分野として輸送系があります。移動手段としてのエネルギーということで、特に電気自動車や燃料電池自動車のような車、モバイルに関するエネルギーであるとか、あるいは建物分野における一戸建てやマンション等の集合住宅あるいは業務用のビル等々のエネルギー・ゼロ・住宅、エネルギー・ゼロ・ビルの推進があります。

さらには、未利用エネルギーの有効活用ということで、バイオマス発電であるとか、地中熱、下水熱、河川熱等の利用、そういったもののほかに、右の一番上に書いておりますけど、大幅な削減のためには抜本的排出削減を可能とするイノベーション（技術革新）が求められているという状況なのかなというふうに認識しているところでございます。

それでは、3ページ目の方にお戻りください。

今までご説明したのが板橋区全体としての方針ということで、こちらの事務事業編につきましては、板橋区が区内の一事業者として、温暖化対策をどのように進めるかという計画でございます。

対象は、板橋区の施設及び職員ということになります。

位置づけにつきましては、同法21条に基づいた地方公共団体の、これは策定が義務づけられているものでございます。「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」という非常に長い条文になってございますけれども、同じ板橋区として、板橋区地球温暖化対策実行計画の事務事業編という名称で、今まで6次にわたって策定してきたものでございます。

今後の計画期間でございますけれども、平成31（2019）年度から平成33（2021）年度までの3年間と計画しているところでございます。

なお、中期目標につきましては、2013年を基準年に、中期目標年度を2030年度としております。国の計画年度に合わせたものとしております。

事務局として現在考えている目標値ですが、中期目標につきましては、国の目標に準じて、基準年度比40%削減。本計画目標としては、基準年度比34%削減ということで、現在、鋭意計画を策定しているところでございます。

なお、削減に向けての新たな取組ということで、現在検討しているものを3点掲げさせていただきます。

まず、温室効果ガス排出ゼロのエネルギーの調達。

先ほど申し上げたとおり、エネルギー、特に電力については、エネルギーの創出方法によってCO₂をたくさん排出するのと、比較的少なく排出、あるいはほとんど排出しないエネルギーがございます。そういった排出が少ないエネルギーを調達していきたいということが1点目でございます。

2つ目が、区の施設の新築や改築等々に当たってのネット・ゼロの建物に、例えば太陽光パネルとか発電設備を置くことで、自ら発電する部分と、足りない部分については電力を購入することになるんですが、それができるだけプラス・マイナス・ゼロになるような、温暖化対策ということで、建物から出るCO₂を減らすためには、建物自体の断熱性能を高くして、なるべくエネルギーを使わないようにするとともに自ら発電し、購入する電力は、なるべくCO₂を発生しない電力を導入する。そういった形で、ネット・ゼロを目指していきたいというのが

2点目でございます。

3点目でございますけど、先ほども申し上げた、特にモバイル関係ということで、自動車につきましては、板橋区も低公害車を導入しているところでございますが、まだ次世代自動車の導入まで至ってない状態の中で、新たな、例えばカーシェアリングなどを使って次世代エネルギー自動車が導入できないかというのを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

項番の7でございますけれども、温室効果ガス排出量に対する新たな評価方法の導入検討ということで、環境面から考えれば、こうすればいい、ああすればいいと色々方策はあるわけですが、それとともに、当然、経済的な面も考えなければいけないということで、導入に当たってのイニシャルコストやランニングコスト、あるいはその建物の耐用年数等、費用対効果を十分検討した上で、推進していくことが重要なのかなというふうに思っております。

また、新たな施策や区民サービスの向上を図る場合、一時的にエネルギー消費量が増えるケースもございます。その場合は、施設利用の満足度とか、区民サービスの質的な側面など、多角的視点から総合的にエネルギー消費の効率性と環境負荷について評価していく仕組みの導入を検討してまいりたいというふうに思っております。

お手元の資料につきましてはまだありますけれども、一旦ここで区切らせていただきます。

○伊香賀会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について、各委員からのご意見をいただきたいと存じます。また、ご質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

元山委員、お願いします。

○元山委員 これから進めていく計画が大きく脱炭素に向けて、舵を切っていくわけでありましてけれども、その根元にあるのが国の法律の整備、それから計画に基づいて、我々も進めていくというわけでありまして、これを進めていくに当たっては相当財源が必要になってくると思うんです。

国と我々板橋区との関係の中で、この温暖化対策を進めていくに当たっての財源というのは、交付金の中でよくありがちなのが、含まれてくるパターンと、あと特定財源としておいてくるパターンとありますけれども、まず入り口のところは、国と板橋区の関係というのは、どういうふうになっているんでしょう。

○伊香賀会長 事務局の方からお願いします。

○長谷川環境政策課長 色々なパターンがあるのかなというふうに思っております。まずは新しい試みということで過渡的なものもございますけれども、国は国で直接的に、例えばZEH/ZEBの関係は、国土交通省を中心とした補助金の制度というのは、もう制度として設けられて、さらに拡充を図る方向で進んでいるのかなというふうに思っております。

また、国が地方自治体、広域自治体の東京都や、あるいは市町村レベルの関係で申し上げますと、国の制度の中で、自治体同士が連携していく事業についての補助金、あるいは市町村が行う施策に対する補助金というのは、色々な形で今ご提案いただいて、新年度も新しい、例えば環境省の補助金とかが今出てきているようなところでございます。

どれぐらいの割合で、どういうふうにするという具体的なお話はなかなかできかねますけれども、区は区として温暖化対策を進めるに当たって、そういった国や東京都の補助金や制度等を積極的に活用することで進めてまいりたいというふうに思っております。

○伊香賀会長 よろしいですか。

○元山委員 追加でいいですか。

○伊香賀会長 はい。

○元山委員 その件は、我々の立場で国に言うことは言っておかなきゃいけないなというふう
に思っております。

それから、本計画、新しい計画を進めていくに当たっては、何といっても板橋区役所自らが
相当引っ張っていかないと、民間の方に対しては、基本的には努力目標という形で示すと思う
んですけども、板橋区役所内部については努力目標ということではなくて、もう本当に義務化
して、きっちり期限を切って達成していくというような、そういうやり方を進めていく必要が
あるというふうに思っております。

そうすると、板橋の基本計画があって、そこに対する影響というのは相当大きく出てくるわ
けでありますし、あと、特にエネルギー調達についてはハード整備等の関連で非常に大きな影
響があるというふうに思います。

そうすると、全庁的に脱炭素に舵を切る計画をつくっていくに当たって、全庁的な対応とい
うのが、相当詰めていかないと、計画目標の達成というのが、なかなか精度のあるものに繋が
っていかないのではないかなと思います。

庁内の、ここを調整する、進めていくに当たってのやり方について、会議体をつくってそこで
やっていくとか、そういうことがあると思うんですが、庁内の調整体制をお聞きしたいと思
います。

○伊香賀会長 お願いします。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

庁内で検討するに当たっては、直接的に板橋区地球温暖化対策実行計画の事務事業編という
ことで、エコポリス板橋推進本部幹事会の課長級の会議及び庁議と同等の推進本部で、各部長
等々のご意見を承った上で、最終的に庁議として決定し、起案していく形になります。

そのほかに、これと関連するのが、いわゆる環境マネジメントシステムの、例えば環境負荷
項目の中にエネルギー部門、CO₂の排出部門というのが出てまいります。これについては、
各課の方に、環境負荷項目ということで既に検討を依頼し、その回答を基に、新しい環境負荷
項目を今後、板橋区として検討していく予定でございます。これについても、最終的には庁議
の方にお諮りする形になります。

全庁的という意味では、各課から踏まえた数字を基に、今後の削減目標というのが最終的に
決まっていくのかなというふうに思っております。

なお、先ほど、もしかすると私の言葉足らずだったかもしれませんが、本計画自体は、地
球温暖化対策の推進に関する法律の第21条の、策定が義務づけられている、つくらなければ
いけないという計画でございますので、当然、区として実施が前提ということで、先ほど削減
目標として掲げた34%削減を目指すということで、努力していくというんじゃなく、これを
実施できるように頑張っていくという意味合いの義務づけというふうに理解しているところで
ございます。

私からは以上です。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

磐田委員、お願いします

○**磐田委員** 先ほど全庁的というお言葉があつて、まさに適応策が、色々な防災面とか福祉の面を考える上でも、実は、この環境に関係する課だけじゃなくて、今まで協力して、そんなにも強い協力関係ではなかったような課も手を取り合つて、新しいこの板橋区の姿というのを見せていく必要があるんじゃないかなというふうに感じています。

エネルギーの面だけだとなかなか経済的なメリットが出ないようなことでも、例えば福祉の面、それこそ、伊香賀先生が研究されているような断熱住宅をすると、健康増進にも繋がつて、福祉にもいいんだよとか、色々な環境対策に付随する効果というものも合わせて、環境だけじゃなくて、色々な課と連携して、この計画を推進して行ってほしいなというふうな希望を持っているんですけど、そのあたりはいかがでしょう。

○**長谷川環境政策課長** なかなか的確な質問をいただいております。

先ほど適応策の説明で熱中症の話をしていただきましたけれども、当然、そういった部門との連携、健康のところの部門との連携もあります。あるいは水害に関しては、危機管理室との連携、当然、こういうような状況ですよというのは分かって、実際に適応策として動くのは、例えば危機管理部門であると危機管理室の方から、こういった連絡をと、次の段階が、当然、必要になってくるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、全庁的に、ただ単に、「こういうのが懸念される」で終わるのではなくて、区民の被害を回避する、あるいは軽減するというところで、農業の話も先ほどさせていただきましたけど、当然、赤塚支所や農業委員会との関係、そういったところも含めて全庁的にやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、福祉の面で断熱住宅のお話をさせていただきました。断熱住宅に関しては、例えば18度以下の住宅というのは、特に冬の期間においては様々な疾病とかが多くなって、全体として18度以下の住宅に住んでいる方の平均寿命が短くなってしまふというような例もあるというような報告がされています。

そういったことで、健康にいい住宅の方策の一つとしての断熱住宅というのが地球温暖化対策にも繋がっていくというふうに思っています。

そういった面でも、ただ環境面だけではなくて、経済的あるいは福祉、あるいは健康面、そういった様々なことと関連づけながら、今回は従来計画に加え、適応策も含めた区民生活を考えたような形の計画にしていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○**伊香賀会長** 磐田委員、よろしいですか。

じゃあ、城所副会長、お願いします。

○**城所副会長** やや違った側面の質問なんですけれども、2ページ目の(4)計画策定の方向性のところで、イノベーションが不可欠である。これは確かにそのとおりではあるんですが、区の立てる実行計画としてイノベーションが最初に来るとするのは少し奇異な感じが。区民生活にもう少し焦点を当てるといふことが大事なのかなという感じがいたします。

そういう意味では、ライフスタイルだとか、国のライフスタイルを環境重視型に変えていくとか、先導するとか、今も磐田先生のお話にもあったように、環境と地球温暖化対策と福祉ですとか、経済的な活力を結びつけるとか、もう少し区民生活により寄つたような策定の方向性が求められるような気もいたしますが、その点については、いかがなんでしょうか。

○**長谷川環境政策課長** ご指摘ありがとうございます。

2ページの一番最初の計画の目的のところに掲げさせていただいておりますけども、「区民

・事業者・区がそれぞれの役割に応じて取り組むべき対策」というように、決して区民生活を二の次、三の次にしているつもりは、もちろん全然なくて、最終的には区民生活の福祉の維持と向上というのが、私ども区が求められているところでございます。

温暖化対策の方向性ということで、イノベーションというのが、今までの計画の中で余り掲げられていなかったということもございまして、(4)の計画の方向性のところに書かせていただいておりますけれども、区、区民が取り組むべき役割というのは、非常に大事というふうに認識しているのは変わりございません。

ただ、一方的に区民に我慢を強いるのではなくて、快適な環境をそれはそれで、また重要な要素の1つというふうに思っていますので、その中で、同じ快適な環境をする中で、どういったことをすることで、例えば省エネルギー化であるとか、あるいは先ほど申し上げた健康面とか、色々な面でエネルギーを一方的に使ってCO₂を排出するというだけではなくて、取組の仕方によっては同じような快適環境であってもエネルギー消費量が減る、省エネになる、あるいはCO₂を排出しないで済むという、そういうライフスタイルもあるという提案ができれば、ぜひ具体的な方策として掲げられるのであれば、掲げていきたいなというふうに思っています。

○伊香賀会長 ほかにいかがでしょうか。吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田といいます。

事務事業編でも特にそうなんですけども、これは3年間で今からやるということですよ。

そうした場合に、この3つの取組の中で、排出ゼロのエネルギーの調達、それからゼロ・エネルギー・ビルとか、カーシェアリング、これは具体的にある程度の策がないと3年間で30%を達成するというのは、なかなか難しいのではないかと思います。

また、排出ゼロのエネルギーの調達といえ、これをもしやるのであれば、変換する、受け入れる施設とか、そういうものも完全にいることだと思うんですよ。それがなかなかないんであれば大変なことになるし、それからカーシェアリングもそうなんですけれども、これは次世代エネルギーの自動車。結局、ガソリン車で走っているものを電気自動車に変えるということになれば、先ほどの財源の問題とか、そういうことになっていくんじゃないかと思います。

区役所で使っている自動車が新しくても、ごみの回収車みたいな結構大量に使う、そういうものを変えていくような計画がなければ、なかなか達成は難しいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

まず、3か年で、一応現行は、事務局で今考えても34%程度ということですが、これについては、ここ数年の、いわゆる電力小売の自由化というのがございまして、従来は東電、東京電力さんからの調達しかなかったんですが、最近では区内を幾つかのブロックに切って、仕様書の中で、東京電力より排出係数の少ない電力を購入するという仕様書のもとに入札で行っています。

そういう関係で、従来よりは購入する電力の排出係数が下がっているという現実がございまして。さらに今後はそういったものを増やしていこう。区の施設で、できれば排出係数ゼロの電力を導入することで、区全体のCO₂の排出量を下げたいということ、今、色々なところと調整を図っているところでございます。

また、財源の話でございまして、今後、区の施設の新築であるとか、あるいは改築等

に当たって、もちろん改修の場合は、その後の耐用年数等も考慮しなければいけませんけれども、一定程度の期間で建物を運用する場合は、なるべくエネルギー消費の少ない、あるいは断熱性能を高くした上で、太陽光パネルを屋上とか側面に張ることで、電力を自ら創り出すということで、なるべく、そういったエネルギー・ゼロ・ビル。エネルギー・ゼロな建物にしていくというふうに目指していきたいと考えています。

次世代エネルギーにつきましても、ほかの自治体でも電気自動車の導入等が既に始まっているところもございます。そういった事例等を研究して、板橋区でも、どういう形で導入できるかという検討をまず行いたい。

先ほど、ごみの回収車の話がございましたけれども、ごみを回収するいわゆる清掃車のエネルギーは、今は軽油やガソリン等を使っておりますけれども、さらに、例えば電気自動車にすることで、先ほど申し上げた清掃工場での発電したエネルギーである電力を使う。そうすることで、ごみのエネルギーが順々に回っていくという、そういうものはできないかと思っております。

ただ、まだまだ電気自動車の清掃車というのが、一部では開発されつつあるという情報は聞いておりますけど、もっと全面的にというのは、なかなか難しいところもございますので、そういった新しい動きも取り入れながら、新しい自動車の導入も検討してまいりたいというふうに思っております。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

まだ十分時間はございますので、できれば皆様全員からご意見をいただきたいと思いますが。じゃあ、間中委員。お願いします。

○間中委員 お願いします。

1 ページ目の冒頭ですけど、板橋区は、目標を世界と共有し、内外の自治体と連携するというところで書いてあります。

環境面で新プログラムをやっているマレーシアなどを想定した内外の自治体というふうにありますから、国外も含めた自治体と連携してということなのかと。

そこまでやってしまうと、この評価をするときに、国外の自治体と連携した評価がきちんとできるのかなということに不安になったんですが、その点について、まず伺いたいと思います。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

他国間の連携については、先のCOP24でもかなり討議がされて、侃々諤々の議論があったというふうに聞いております。

いわゆる排出枠取引とか、自国のCO₂の削減量に他国の削減量を加えることの試みについては、様々な形で言われています。

これについては、結局、COP24では、COP25に、来年のCOPに先送りということで、今回、会議は終了しているところでございます。

ただ、日本国内におきましては、J-クレジットということで、自治体によってはCO₂の排出枠といいますか、ある自治体や事業者のCO₂の削減量を他の自治体の削減量に、他の自治体や事業者から購入する形で自らの削減量とすることが可能な制度があります。

そういったことで、先ほど温室効果ガス排出ゼロのエネルギーを導入するというふうに申し上げましたけれども、地方のそういったCO₂を削減した努力の削減量を、その電力に上乗せしてお支払いすることで、削減量が自らの自治体としてカウントできると、そういう形の電力

の購入を考えております。

当面は、こういったJ-クレジット等を使った温室効果ガスゼロのエネルギーをまず導入した上で、次第にコストが低下していくというふうに思われている再生可能エネルギーに随時切りかえていきたい。

太陽光発電等の機材等は、かなりコスト的には下がってきているという状況があります。いつか、どこの時点というのは、はっきり分かりませんが、そういった再生可能エネルギーの割合をどんどん増やしていくことで、全体としてまたコスト削減に寄与することもできますので、そういったことで、他国間のお話については、またCOP25でお話しすることになるとは思いますけど、国内は国内で、地方といわゆる都市との間でエネルギーをうまくやりとりすることで、国全体としてのCO₂の削減に繋げていけるのかなというふうに思っているところでございます。

○伊香賀会長 間中委員のご意見に関連して、COP24の派遣についての資料を事務局が用意してくれていますので、こちらを先に説明をお願いします。

○長谷川環境政策課長 それでは、国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）派遣について（概要）という資料をご説明させていただきます。

区長にも冒頭でご挨拶いただきましたけれども、COP24が昨年の12月に行われて、区長が行ってきたところです。

色々な活動があったんですけれども、その中で3点をかいつまんでご説明させていただければと思います。

まず、メインでございませぬけれども、COP24の中で、それぞれの国がパビリオン、ちょっとしたスペースに、ブースみたいな形でつくられている中で、様々な国や活動団体が、それぞれの催し、イベントを行っています。

その中で、日本政府が設置したジャパンパビリオンのセッションに板橋区長が参加してきたというものでございます。

日時は、昨年12月10日。

COP24のジャパンパビリオンにおいて。

主催が、日本の環境省とイクレイ。

イクレイというのは、持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会ということで、全世界で様々な形での自治体や地域が参加している組織でございませぬ。

今回のテーマは、脱炭素化時代の都市と地域ということで、SDGsのローカライゼーションと都市と地域における環境・社会・経済のあり方—地域循環共生圏ということで、国が提案している地域循環共生圏について、世界の首長や代表者の方に集まっていただいてセッションを行ったというものでございませぬ。

考え方としては、先ほどもお話ししたかもしれませぬけれども、持続可能な都市と地域の実現に向けて、それぞれの地域資源を有効活用して足りないところを補える、例えば、エネルギーの創出に大きなポテンシャルを持っている地方と、なかなか自前で発電とかがしづらい都市部で、都市部は逆に電力の需要が大きいという、そういった地方と都市が組み合わせることで、例えばエネルギーであるとか資源であるとか、そういうものを足りないところを補う、そういった連携ができるのではないかという考え方に基づく国の施策が今回のテーマになってございませぬ。

登壇者につきましては、そこに掲げられているとおり、ドイツのボン市長のアショク・シドラハン市長や、長野県の中島副知事、それから横浜市の小林副市長、それからフィンランド等の代表の方等が、セッションを行いました。

今回のセッションの状況ですけど、別紙の方をご覧ください。

ページが打ってなくて申し訳ございません。別紙の最初のページでございます。

区長が登壇してスピーチをしている写真のところでございます。

板橋区長がこのセッションに登壇したそもそもの経緯でございますけれども、「エコポリス板橋環境都市宣言」から25年の節目を迎え、タラノア対話、これは環境省が募集している形に投稿したんですけど、もともとはCOP23の議長国のフィジーの議長の言葉で、地球温暖化対策に関する様々な知見を持ち寄って、皆さん世界共通で同じものを体験や知見を共有していきましょうと呼びかけた、それに日本政府が呼応してポータルサイトを設けて、そこに板橋区の25年の環境施策を応募したところ、環境省の方から今回のセッションのテーマに沿うということで、板橋区長に要請があったということでございます。

板橋区長の話した内容が下段の方に少し書いてありますけれども、ジャパンパビリオンでのセッションのスピーチの中で、「持続可能な社会の担い手の育成」をめざす環境教育と、それから熱帯館開設以来続くマレーシアとの交流、区の施策とSDGsとの関連づけ、それから小・中学校で、新しい学校づくりで日光産木材の活用している事例等々を、スライド、パワーポイントを使って説明しています。

区長の写っている写真の左側に、パワーポイントの絵が描いてございますけれども、新しい学校づくりの木材を活用した写真とか、区の施策がSDGsとどう関連づけているかという話をしているところの写真でございます。

次のページをお開きください。

木材を使った使用例ということで、天井や側面等にふんだんに木材を使ったメディアスペースの写真を参考につけておりますけれども、そういったお話をさせていただいております。

さらに、この日、ジャパンパビリオン登壇後、カトヴィツェ市の主催によります自治体の代表者による会議「カトヴィツェ・クライメイト・シフト」という、いわゆるレセプションがございました。そこに参加して、内外の首長さんたちと脱炭素や環境について情報交換したところでございます。

真ん中の写真は、その時の世界各国の首長さんたちと一緒に撮った集合写真でございます。右側に板橋区長がいて、和服を着ているのが京都市の地球環境・エネルギー担当局長の下間さんです。その左隣の女性が長野県の副知事の中島さん。左の柱の下の右側にボン市長が見えています。

こういったことで、和やかな雰囲気の中で様々な情報交換をしまいったというところがございます。

COPの説明については、※1で説明してございます。

COP21の「パリ協定」の話や「タラノア対話」の話については、※2で説明させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

続いて、2つ目としまして、また1ページに戻ってください。

ドイツ・オスナブルック市シュタットベルケ視察ということで、直接ポーランドに飛行機が飛んでいなくて、中継地点がドイツということで、せつかくでするので環境先進国と言われてい

るドイツの状況を見てまいりました。

シュタットベルケというのは、ドイツにおける公共インフラを整備・運営する自治体所有の公益企業、都市公社というふうに訳しているものでございます。

ドイツでは、電力やガス、熱供給などのエネルギー事業の大体6割から7割をシュタットベルケが担っているというふうに言われています。

そういうことで、再生可能エネルギーの普及拡大とか省エネの推進に果たす役割も大きくなっているということで、視察させてもらっております。

行った日が金曜日だったということで、視察先については制約があったんですけど、ヘルマン・ノール小学校という省エネ型校舎を拝見させていただいております。

オスナブルック市のシュタットベルケは様々な活動をしておりますけれども、ここを選んだのは、学校ということで板橋区の参考になるかなということで行ってまいったものです。

非常に断熱性能が高くて、また寒い地域ということで、特に暖房費がかかる地域とのことです。暖房費を抑えるために、断熱性能の高い建物をつくって、なるべく熱が外に逃げないように、熱交換器のシステムを導入して、外気を取り込み、室内の暖かい熱は外に出さない、熱交換をした上で空気の入換えをしているという建物でございました。

最後の紙面の12月7日のオスナブルック市シュタットベルケの視察というところを見てください。

建物については、先ほど申し上げたヘルマン・ノール小学校ということで、障害児の方のための小学校になってございます。

建物全体が断熱性能を高めておりまして、特に分かりやすいということで、木製による三重サッシの窓の写真となっております。

また、このエネルギー関係については、1つのコントロールルームで全て調整できるというようなシステムになってございました。

そのほか、オスナブルック市のシュタットベルケとしては、もともと道路のガス灯向けの石炭ガスの製造から始まったんですけど、その後、電気、ガス、熱、上下水道、ごみ処理、港湾、鉄道、バス、公営プール、EVシェアリング等々も最近行っているということで、事務所の方では電気自動車の駐車場があったんですけど、電気を供給できる充電施設もつくってある、そんな駐車場でございました。

現在は、第3セクターから100%市の子会社として民間化されているところでございます。

続いて、2ページ目の方にお戻りください。

カトヴィツェ・クライメイト・シフトについては、先ほどご説明したとおりでございます。参考で、後でお目通しいただければと思います。

COP24参加の意義と今後の地球温暖化対策ということで、何度も同じことを繰り返すのも恐縮なんですけど、こういった世界共通の目標に向かって、区は地球温暖化対策を進めていきますよということを世界に表明したと同時に、今後そういったものを区の施策に取り入れていく必要があるのかなということで、直接、区長を先頭に世界の潮流に触れたことを契機といたしまして、今後、様々な面で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それで、最後のページをお開きください。

ここまでは区が関わったところでございますけれども、じゃあ、いわゆる政府間交渉のCOP24は何が決まったのというのを時々聞かれるので、簡単にまとめてみました。

日程、場所等は以下のとおりで、参加国・地域が全部で197か国でございます。

参加人数が2万2,762人ということで、政府関係者だけじゃなくて、非政府の主体、企業であるとか、事業者であるとか、環境活動団体等の参加している大規模の国際会議というふうになってございます。

パリ協定の実施指針の採択というのが今回目玉なのかなと思っています。

パリ協定以降、実施指針については、途上国と先進国の間で、別の基準でという2つの制度を設けるような話もございましたけど、本来、目指すべき目標に向かって評価していくには一つのルールが必要だろうということで、共通のガイドブックの策定が今回目指されたものでございます。

結果として、全ての国に共通に適用される実施指針が合意採択されたところでございます。

内容といたしましては、まず、気候変動緩和策。よく緩和策、緩和策と言われているんですが、いわゆる各国政府がつくる削減目標。この削減目標につきまして、その内容の明確化ということで、全ての国に対して提出する削減目標をどういうものにするかということで一定の合意を得たということです。

目標設定の方法論であるとか、前提・対象分野等を特定したものでございます。

それから、(3)の削減目標の進捗や排出量データの報告(透明性)ということで、2024年までに初回の報告書の提出を義務づけて、排出量データ、削減目標の進捗状況を必ず書くということになってございます。

また、削減目標と進捗の報告については同じデータを使うとか、前提、定義等の一貫性を持たせるものということで合意しております。

それから、報告内容について、様々な報告内容があるんですけど、主なものということで四角囲みにしてみました。

経年変化や計算方法、タイムラグ、対象ガス等について、現行のルールですと途上国と先進国で少し差異がございましたが、2020年以降は、基本的には合わせる。

ただ、柔軟性ということで、一定の途上国については柔軟性を持たせる。それに当たっては、それぞれ報告、計画を提出してくださいという形になってございます。

なお、(4)の市場メカニズム。

先ほどもご質問の中でお答えさせていただきましたけれども、いわゆる排出枠取引に関するものについては、COP25の方に先送りということになってございます。

また、先進国が途上国に資金援助をする件については、2020年から検討開始ということで合意したというふうに聞いております。

雑駁ですけれども、COP24全体の会議結果でございます。

私から以上でございます。

○伊香賀会長 ありがとうございます。

このCOP24の話も含めまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、南雲委員、お願いします。

○南雲委員 ありがとうございます。

区議会の区民環境委員会の中でも同様の議論を今年ずっとしてきまして、今、ほかの委員の方のご意見を聞いて、大変勉強になりました。

この計画に関して一番の肝になるのは、計画が計画で終わらないように、ちゃんと具体的に

進めていただくという推進力のところなのかなというふうに思うんですけども、平成31年度の新しい予算を見ても、環境について区長一押しの事業があるとか、具体的に何か見えてくるところは少ないのかなというふうに印象を持っています。

庁内で全庁的に進めていただくということが非常に重要かと思うんですが、今、COP24のお話もあった中で、SDGsの区全体としての位置づけというところを確認させてください。

○長谷川環境政策課長 総括的なご質問で、なかなか難しいところがございますけれども、まず、新年度でどうのこうのというのは見づらいのかもしれませんが、計画策定に関しては、区職員が中心となって、今回はいわゆる委託が前面に押し出されるのではなくて、区職員が、どちらかという手づくりに近い形で作っていかうという方針です。

ただ、専門的な調査に関しては、どうしても専門家の知見、あるいは手法でありますとか、技術的なものについては、一部委託をしようというふうには思っておりますけれども、区の考え方を中心に押し出した形の計画策定にしていきたいというふうに思っております。

委託の部分については、約200万円ほどを新規予算で計上しているところでございます。

また、SDGs全体の中でどうかという話でございますけれども、一般的にSDGsの各施策、それぞれの目標というのは、各地方自治体の行っている施策と親和性が高いというような言われ方をしています。

つまり、区民あるいは事業者と一緒にやっていく施策と、このSDGsの各目標というのが、意外と近いところであって、例えば環境で申し上げますと、地球温暖化対策や気候変動のところとか、あるいは、エネルギーや、温暖化とは直接関係あるのかどうか難しいですけど、生物多様性の話であるとか、環境施策とSDGsは非常に親和性が高く、区の施策を進めていくことで、一方ではSDGsの目標に近づいているということが言えるのかなというふうに思います。

それから、先ほどから何度も申し上げているとおり、環境だけじゃなくて、経済とか健康とか福祉とか、様々な施策と一緒にやっていく、相互施策だという面でも、SDGsと区の施策というのは近いものがあって、1つの施策を、じゃあ一方的にすればいいのかということ、そんなことは全然なくて、様々な分野が連携してやっていくというのは、同じような考え方なのかなと思います。そういうことで、SDGsのところでは足りない部分というのはあるのかもしれませんが、それぞれの目標が区の施策のどこに位置づけられているのかというのを意識した上で、今後は進めていくことが必要なのかというふうに考えているところでございます。

○伊香賀会長 南雲委員、よろしいですか。

○南雲委員 はい。

○伊香賀会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。じゃあ、まず手島委員。

手島委員が先に手が挙がりましてので、その次には鈴木委員、申し訳ございません。

○手島委員 ありがとうございます。

このドイツの小学校の写真を拝見しますと、非常にサッシとか色々な断熱で工夫をなさっていて、この写真だけでは、太陽光パネルを使っているかどうかは分からないんですけども、太陽光パネルは、あるときには、もう業者が雨後の竹の子のごとくパーッと出てきて、一生懸命「いい、いい」と言っていたんですけど、結局、一般の民間では続かないんですね。

それはどうしてかということ、維持管理費が非常にかかります。それから、経年劣化したら、

前は10年と言ったけど、今はもうちょっと延びているそうですけれども、取り替えなければいけない。非常にお金がかかるわけです、一般の家庭では。

それを、区の方の行政で太陽光パネルをお使いになるというお話ですけれども、経年劣化の件、それから、もろもろのお金を考えたときに、もう少し断熱資材というものにお力をお入れになるというお考えはおありでしょうか。

太陽光パネルは、この前の北海道かどこかの地震で亀裂が入って、一番使いたいときに使えなかったというテレビのニュースがあったんです。ですから、太陽光エネルギーの一端として、太陽光パネル、パネルということは、確かにいいんですけど、色々な問題を含んでいるように私は思います。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

まず、オスナブルック市の、この間見てきたヘルマン・ノール小学校については、断熱性能を高めるということで建てておりまして、一部太陽光パネルはあるかもしれませんが、全面的に使っているわけではございませんでした。

ただ、行った感じですけど、結構、太陽光パネルが屋根に乗っている街並みをずっと走ってまいりました。そういうことで、省エネをするか、断熱性能を高くするか、どっちはやらなきゃいけないような仕組みが作られているようです。それぞれの建物の性質とか内容によって選ばれているのかなというふうには思っています。

それから、地域的には寒い、寒冷なところなので、断熱を中心にとるところもあるのかなというふうに思われます。

それから太陽光パネルの技術的な話でございますけれども、維持管理はどんな建物もやっていかなければならないところなので、太陽光パネルだけがということはないのかと思いますけれども、ただ、今、委員が言われたとおり特殊な事情もあるのかもしれません。そういったところは区が導入するときも、十分メンテナンスも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

それから、北海道の場合で、使いたいときに使えなかった例というのがございますけれども、今までは、どちらかというとか家庭でお使いの太陽光パネルというのは、売電を中心に多分設置されてきているのかなと思います。

世界的にも、最初は売電から入るんですけど、結局、だんだん電気のコストとか売り上げを考えていくと、自家消費型に移りつつあるというのが世界的な流れ、アメリカとかドイツとか、だんだん自家消費型になっていますので、そういった形になっていけば売電のための配線じゃなくて、自ら使うので、例えば夜の場合は太陽が出ていないので、蓄電池に貯めておけば夜間にでも使えるというように、緊急時の対応を考えると太陽光パネルと蓄電池はワンセットにした形での非常時の対策というのがあるのかなと思います。

そういったことも含めて、区がこういった施策を進める中で、そういった面も十分、委員のおっしゃるように配慮しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。

ちなみに、国のゼロ・エネルギー・ビルとか、ゼロ・エネルギー・住宅の基準も、まず、省エネルギーが先で、それで半分まで減らして、その上で再生可能エネルギーの導入というのを一応推進していますので、そういう意味じゃ、太陽光だけで頑張るとか、そういうことではないかなと。区の方も、そんな考えで進めていただけるんじゃないかなと思います。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 私も1点だけ、質問させてください。

計画期間ということで、具体的に2019年度から2021年度までの3年間ということで、このような削減目標も出ております。

先ほど、吉田委員の方からお話がありましたけれども、この脱炭素化に向けた新たな取組の検討というところで、もう少し具体的に、我々も区議会で色々な質問をさせていただいていますが、2番の新築・改築等の区施設のZEB化を目指すということで、今、板橋区は、現在、公共施設の整備のマスタープランというのを出してございまして、しっかりと現状の施設、それと新築の施設に関して、このようなマスタープランが出ておりますけれども、具体的に、例えば、中央図書館は新築工事が決まりました。そして小・中学校の公共施設も新築というふうなところがありますけれども、具体的にこのようなところに導入していくのか、そこだけお聞かせいただければというふうに思います。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

区も新しい施設については、いろいろと計画しておりますけれども、従来も新しい施設については、環境政策課と必ず建物に関して事前相談という形で、例えば太陽光パネル、あるいは、こういったような蓄電池ができませんかとか、あるいはこういった系統、今、例えばすぐにパネルがつかなくても、パネルを後で設置して配線がちゃんとできるように、カラの配管をつけてくださいねとか、色々な協議をした上で、建物の新築・改築を行っているところでございます。

今後、そのレベルは上がっていくかもしれませんが、基本的な考えは既にやっていますし、それについては、今後の新しい施設についても、より一層進めてまいりたいというふうに考えてございます。

削減目標も、先ほど委員からお話あったとおり、一定の目標を掲げてやっておりますけど、決して絵空事ではなくて、実施を前提に考えているというのが原則でございます。

ただ、長期的には、先ほども何度も申し上げているとおり、新しい技術とかイノベーションは必要だという認識はありますということで、ご理解をいただければいいのかなと思ってございます。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○伊香賀会長 ほかにいかがでしょうか。まだ十分時間はございますが。

じゃあ、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 一番後ろに、ごみ発電というのがあるんですけども、この場合は、具体的にされていることなのかどうかなんですけども。

1つは今治の方で、そういうごみ発電所をつくったというようなことを聞いているんですけども、この辺はどうなのかなということと、もう1つは、直接、今回の計画ではないんですけども、炭酸ガスを吸収するということであれば、あれは植物ですよ。区内の緑化の問題ですけれども、そういう形での吸収ということは考えられるかどうかということなんですけども。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

まず、ごみ発電でございますけれども、既に、現板橋清掃工場はごみ発電しております。工場で使っているもの以外に、売電しているところもございます。全体の発電量に応じて、その辺は適切なバランスで、今、運用をもう既に行っております。

板橋清掃工場だけじゃなくて、東京二十三区清掃一部事務組合が持っている21の清掃工場でも発電をしているところがございます。

また、緑化の話でございます。削減の話ばかりをして恐縮ですが、確かにそういう吸収。先ほど、日光市の木材の話をしていただきましたけれども、木材は大気中からCO₂を、太陽光エネルギーを使って樹木の体にしていくという形でCO₂を削減している、吸収しているという現実がございます。これについては、削減量ということで認められているところがございます。

世界的にも、例えばブラジルのアマゾンでは、CO₂を吸収して酸素を供給しているということで、それについての権利を、今回のCOPでもブラジルは主張したというふうに聞いております。そういったところで、世界的にCO₂の全体の管理の中で吸収量というのは計られていくのかなと思ってございます。

日本国内におきましても、先ほどJ-クレジットの話をしてもらいましたが、太陽光発電で削減している量だけじゃなくて、森林をたくさん持っている北海道とか長野とか、そういうところの吸収源というのも取引の一つの対象になるはずでございますので、板橋区がどれぐらい、みんなで寄り合わせてCO₂を削減できるかというのは、数字的には非常に難しいものがございますけれども、ただ、日光産の木材については一応試算の数字もございます。そういったことも一方で吟味しながら、施策を考えていきたいなというふうに思っております。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

区民代表で今回からご参加いただいた森川委員、柳委員、もし何かご質問ございましたらお願いします。

○森川委員 森川でございますが、ありがとうございます。

お門違いの話になってはいけないし、具体的なことはまだよく理解できていないままの発言をお許し願いたいんですが、板橋区の事務事業編のところで、区が熱心にやっておられる、その目標も実現可能性を視野に入れてやるというような姿勢はとても評価できると思っております。

冒頭に、計画の目標のところ、区内の1事業者としてと書いてあるんですけど、区の立ち位置としては、こういった取組の見える化といいますか、区がせっかくこれだけの努力をしていることに関して、あるいは先進的な取組に関して、区民あるいは国民、あるいは消費者に、その努力が見える化する努力というのが、どういう形になっているのか。

それから、その結果について、区民とか市民あるいは一般国民に対して、どういう形で、その公開努力をしているのかというところが気になっておまして、せっかくいただいた機会なので、そのことをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○長谷川環境政策課長 とてもいい質問をいただいたと思っております。

計画につきましては、策定した段階でホームページ等々でお知らせする予定でございます。

また、見える化の中で結果のお話もございました。毎年、進捗状況については報告してまいりたいというふうに思っています。

こういった資源環境審議会、あるいは議会等の報告とともに、最終的には区民の皆さんに、ホームページ等を通じて、具体的にこういう結果になりましたというお知らせもしてまいりたいというふうに考えてございます。

ご質問ありがとうございます。

○伊香賀会長 柳委員、いかがでしょうか。

○柳委員 色々な話を聞いて、本当に具体的なことは、まだ把握していないんですけれども、1つ教えていただきたいのが、温暖化の原因になるCO₂と言われていますが、その二酸化炭素の空気中での割合ですね。そういう測量というのはやっているのでしょうか。

いつも一定ではないのは分かっています。時間帯によっても違いますし、季節によっても違いますし、場所によっても違いますので、何とも言えないんですけれども、例えば、今、緑のカーテンということを盛んに言われて、各家庭でもゴーヤを育てたりとか、そういう緑のカーテンをやっているところありますね。

1つは、それは1つの具体策だと思うんですけれども、その場所での測量と、他の場所で、やっていないところというのも違いがどうなのか。

それから、板橋区は、赤塚の方だとまだ森林が多いんですけれども、中心部へ行くと大分森林がなくなって公園があるぐらいですよ。そうすると、その場所によってもCO₂の割合が違っているんじゃないかと思います。

そういう測定の結果、それを区民の皆さんに、どういうふうに伝えているのか。その辺が分からないので教えていただきたいと思います。

○長谷川環境政策課長 大変、技術的に難しい問題もあるんですけれども、まず、大気中のCO₂の割合の話でございますけれども、様々な研究機関が大気中のCO₂の把握をしております。

日本におきましても、衛星いぶきが打ち上げられて、世界のCO₂の排出量の把握に貢献しているというふうに言われています。

そういった科学的、技術的に非常に高度なものから、今、委員がおっしゃっていた身近なところまで、様々なレベルでの数字があるのかなというふうに思っております。

国際的には、そういった研究機関等々の数字を基に、今後の温暖化の予想等をしているところでございます。パリ協定で言うところの、今世紀後半に温室効果ガス排出量ゼロというのは、もともと産業革命以降の気温上昇を2℃。できれば1.5℃以下に抑えるためには、どうしなきゃいけないかということで、CO₂を抑えなきゃいけないという、そういった論理立てになっています。

板橋区の身近な環境の中のCO₂の割合がどうだというのは、地球環境の変動のところ、どう影響を与えているのか分かりづらいところがございましてけれども、ただ、区民と話をする中で、そういった面も今後考えていきたいと思っております。

ちなみに、先ほどのCO₂の植物の吸収の話がございましたけれども、多年草はともかくとして、緑のカーテンは大抵1年で実がなって、なくなってしまうので、最終的には植物が枯れるなどしてCO₂として大気に出ていってしまう。

焼却しないまでも、例えば、発酵することでもガスが出てきますので、そういったことで、いわゆる樹木となって、木材として炭素が固定化した段階で、CO₂削減となるんですけれど、多年草は分からないんですけれど、1年草については、1年単位で見ると、CO₂が夏の間は吸収しても、最終的に冬の間に出してしまえば、CO₂の削減には余り貢献しないのかなと思います。

ただ、緑のカーテンは、CO₂の削減というよりは夏の期間のヒートアイランド現象の緩和

に役立つと考えています。建物が太陽光にさらされて熱くなっていくということに関しては、色々な例がありますけど、例えば本庁舎で温度を測ったところ、壁面が緑のカーテンがあるところとないところで6、7℃の差がある。建物を温めるのを防ぐという、そういう効果があるというのは確認しています。そういったことで、ヒートアイランド現象には非常に有効なのかなと思います。

そのほか、打ち水であるとか、区民の皆さんが関わられるような、そういったことも含めて、こういうところに効果があるんですよというのが分かりやすい形で、もし、そういう盛り込むことができれば、今後検討していきたいなというふうに思います。

ご質問ありがとうございました。

○伊香賀会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

まだ、ご発言いただいていない方もいらっしゃいますが。

じゃあ、お願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 それでは、少しだけお話ししたいと思います。

先ほどの吉田委員の質問のところでのお答えで、3ページの事務事業編のところでは、脱炭素に向けた取組で、東京電力以外のところから調達することで減らしていくというような話があったので、非常に消極的だなという気がしたんで、もっと積極的に脱炭素に向けた主体的な動きというのをやった方がいいんじゃないかなということで、2つ言いたいと思います。

1つは、スマートシティを推進していくというのがあって、たしかスマートシティの募集を去年、一昨年ぐらいにやって、1つだけ、たしか採用になったかなと思うんですけど。

要するに予算がかかる、補助金が欲しいというようなものは、ほぼ全部検討から外されちゃって通らなかったというような気がしていたものですから、民間企業にはお金を投資すれば3年、5年でペイできる環境施策がありますよと言っておきながら、板橋区自体は予算がかかる提案はなしというふうな、排除していたというのは、あれかなと思ったので、そういったところも、もしかしたら積極的に取り入れていけば、この34%削減というのに繋がっていくんじゃないかなというようなことがありましたので、スマートシティでの提案を受けたものについても、実行できるものは取り入れて、この34%削減というところに向かってほしいなという気がしました。

もう1つは、主体的な取組として、ペーパーレス化がこれまでもずっと言われていたのに、なかなか進んでいないという気がしています。多分、庁議ぐらいですかね、ペーパーレス化をやっているのは。

ですので、今日だって、多分、14、5枚の紙があって、庁内では多分、皆さん1人1台パソコンを多分持っていますよね。そのノートパソコンをここに持ってくればいいじゃないですかというのが、私の思いなんです。

そうすれば、理事者側だけでも、200枚ぐらい紙の削減になりますし、我々にとっても、例えば、三日前ぐらいまでにデータをもらえれば、自分でノートパソコンを持ってこいと言われれば持って行きますし、全員が持ってこられないとしても、事前の出欠等の段階で、ノートPCを持ってこられますかと聞いていただければ、事前資料を持ってくるというようなことで削減すれば、この部屋だけで、この会議だけで、多分300枚、400枚、すぐ紙の削減なんかできちゃうと思うんですよ。

そんなことを、もっと積極的な削減に向けた、脱炭素に向けた取組というのを具体的に考え

ていただけるといいなという気がしました。

○長谷川環境政策課長 ご質問ありがとうございます。

まず、スマートシティ推進協議会で昨年認定された、めぐるでんきさんとは、今、いろいろと協議しているところでございます。区の施設の建物の屋上に、めぐるでんきさん側の費用負担で太陽光パネルと蓄電池を設置できないかとか、あるいは、CO₂を削減するための、そういった排出係数の少ない電力を導入できないかということで、現在、具体的な施設も含めて検討しているところでございます。

新年度についてはそういうことで、少しはそういった連携事業ということで、皆さんにまたご紹介することができるのかなというふうに思っておりますので、今、関係者と協議中ということでご理解いただければと思います。

続いて、ペーパーレス化のお話でございますけれども、委員がおっしゃっているとおり、区としては庁議をはじめ、様々な検討会で今ペーパーレス化が進んでいる過渡期なのかなというふうに思っております。

私どもも、エコポリス板橋推進本部会議幹事会等々で、資料については、なるべく紙を使わない形でできないかということで、事前の資料の送付については、電子メールに添付のファイルを見てくださいますということをやっております。

ただ、会議の席上で、まだまだ今回もお配りしているとおり、そこまで、まだ至っていないというのが現実でございますので、これをさらに進めていく必要があるのかなというのは、思いとしては認識が一致しているのかなと思っておりますので、色々と検討する課題はあると思いますけれども、方向性としては今後、ペーパーレス化が中心とは言いませんけれども、一つの核として、進めてまいりたいというふうに思っております。

○伊香賀会長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○伊香賀会長 ちなみに国の審議会は今、タブレットを配って紙は配らないというのが大体の審議会ですね。

ほかにいかがでしょうか。大体、意見が出尽くしたところでしょうか。

事務局から配っていただいた資料の中で、建築物省エネ法の改正。資料の存在だけご説明をいただきましたけれども、私もこれの委員をしておりましたので、何点か補足だけさせていただきますとありがたいなと思います。

まず、国土交通省のプレスリリースというところで、先月2月15日に建築物省エネ法の改正案が閣議決定されて、今国会で審議が始まったところでございますが、そのポイントの中に、オフィスビル等に対する措置と、マンション、それから戸建というのがございます。

特に板橋区民に大きく関係するところが、今まで、大きなマンションについて、省エネ基準の適合義務、まずは届出義務を適合義務に上げていくということと、戸建については大手の住宅供給者の建売住宅だけが新築時の適合義務の対象だったのを、注文住宅とか、あるいは賃貸アパート、全ての住宅に対して、設計した人が建築主に説明することを義務づけるという、少しは進んだ改正案になっているというのがポイントになっています。

それから、財政措置についてご意見がありましたけど、次世代住宅ポイント制度の概要という、来年度1,300億円の予算要求になっておりますけれども、表面の方ですが、「環境」、「安全・安心」、それから「健康長寿・高齢者対応」、それから「子育て支援、働き方改革」

に資する住宅の新築やリフォームに対してポイントを付与するという点で、先ほど来、断熱改修とか断熱強化の話がありましたが、裏面に、具体的に上限30万ポイントとか、比較的獲得しやすい、区民の方もこういったものを利用できるというのも、国としては予算要求中という点でございます。

当然、これ以外にも様々な補助金がたくさん用意されて、パリ協定を守るという点では、区の施設にもかなりの補助がつく制度があるという点でございます。

それから、長谷川課長のお答えの中で、WHO、世界保健機関のお話がちらっと出て、多分、余り細かくはおっしゃらなかったんですが、今年の11月に、WHOが住宅と健康に関するガイドライン、冬は最低でも18度を保つように生活しましょうというのが、これは強い勧告で、世界の各国に対してです。

それから、そのために実は、暖房だけして暖かくすると当然CO₂が増えることにもなりますので、断熱の強化を新築時、それからリフォーム時にすることを条件付で勧告するという点とか、あと、夏の熱中症対策。特に住宅で高齢の方が熱中症で救急搬送されるということが、今年の日本でいうと9万5,000人の熱中症救急搬送のうち、4割は住宅の中で熱中症になって救急搬送されていますので、そういうこともWHOが勧告を出したところということで、板橋区が今回策定する計画の中でも少し参照していただければいいのかなと思ったところでございます。

それでは、追加のご意見がないようでしたら、皆様にも本日いただきましたご意見を参考にしながら、板橋区地球温暖化対策実行計画の策定に努めていただきたいと思います。

次に、報告事項について、事務局よりお願いいたします。

○長谷川環境政策課長 それでは、次回の環境審議会の予定でございます。

前回10月に開催いたしましたけれども、次の開催についても、今年の10月ぐらいになるのかなというふうに思っております。

計画の進捗状況に合わせて、皆様方にスケジュールを早目、早目ということで、ご連絡申し上げたいと思っておりますので、追って、ご連絡を差し上げたいと思っております。

それでは、事務局からの予定は以上でございます。

○伊香賀会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。予定のご説明ということですが。

ないようですので、以上をもちまして、第50回資源環境審議会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

それでは、事務局へマイクをお返しします。

○長谷川環境政策課長 伊香賀会長、ありがとうございます。

委員の皆様、本当にたくさんの意見をいただいて、本当にありがとうございました。

本日は、これで全て終了でございます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

午前11時40分閉会